

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第36条の3」を削る。

第8条中「、公金払込書を添え」を削る。

第18条の2第3項中「を公金払込書により」を「の内容を示す」に改める。

第20条中「過誤納還付命令書」を「過誤納還付（戻出）命令書」に改める。

第21条第2項第16号中「原材料費、委託料」を「委託料、原材料費」に改める。

第24条中第6項を第7項とし、同条第5項中「支払明細書」を「支給明細書」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 同一の会計年度及び会計区分において、2以上の歳出科目から1の債権者に対して支出しようとするときは支出命令を併合し、2以上の債権者に対して支出しようとするときは支出命令を集合して発することができる。この場合において、支出命令を併合するときは支出命令書に科目内訳書を、支出命令を集合するときは支出命令書に債権内訳書を添えるものとする。

第32条第3号中「還付命令書」を「過誤納還付（戻出）命令書」に改める。

第34条第2項中「口座振替済通知書」を「振込金受取書」に改める。

第36条の2中「振替命令書」を「科目更正書又は振替命令書」に改める。

第36条の3を削る。

第37条第1項中「6月15日までに」を「出納閉鎖後速やかに」に改める。

第42条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第52条第3項中「公金払込書により」を削る。

第55条中「、会計区分、歳入歳出外現金及び」を削る。

第57条第1項中「口座振替報告書」を「振込金受取書」に改める。

第60条（見出しを含む。）中「現金出納日計表」を「現金出納に関する報告書」に改める。

第68条中「10日」を「20日」に改める。

第69条第1項中「款、項、目、節に区分」を「款別に整理」に改め、「綴り込み」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。